

契約担当官
航空自衛隊第9航空団
会計隊長 木部 政治

下記により入札を実施するので「入札及び契約心得」を熟知のうえ参加されたい。

記

1. 契約方式 一般競争契約
2. 入札事項
 - (1) 品名 (件名) 定期健康診断の部外委託1 2,500件以下4件
 - (2) 履行期間 契約締結日 ～ 令和9年3月31日
 - (3) 履行場所 航空自衛隊那覇基地及び契約相手方指定場所
3. 入札場所 航空自衛隊那覇基地会計隊入札室
4. 入札日時 令和8年4月20日 11時30分
5. 参加資格
 - (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の該当者については参加できない。
 - (2) 防衛装備庁長官又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (3) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - (4) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合はこの限りではない。
 - (5) 令和7・8・9年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA, B, C又はDに格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
6. 保証金 入札保証金：免除 契約保証金：免除
7. 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された単価をもって決定する。入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
また、本件の入札は、郵便入札を可とするが、その場合は 4月17日17時までに航空自衛隊那覇基地会計隊契約班に必着とする。
8. 入札の無効 入札参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に反した入札は無効とする。
9. 契約書等の作成 有
10. 契約条件 航空自衛隊標準契約条項、適用契約条項及び保有個人情報等の安全管理等に関する特約条項を参照のこと。
11. 契約条項提示場所 航空自衛隊那覇基地会計隊事務室
12. 契約方法 単価契約
13. 落札決定方式 予定総額決定
14. その他
 - (1) 入札説明会 無
 - (2) 入札参加希望者は、航空自衛隊那覇基地会計隊契約班まで連絡するとともに、資格決定通知書のコピーを入札開始前までに提出すること。
 - (3) 入札保証金の納付を免除してあるが、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。
 - (4) 消費税及び地方消費税（消費税及び地方消費税相当分を含む）は、請求金額が確定した段階で当該金額の10%に相当する額とする。なお、円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てる。

本書記載事項の詳細については航空自衛隊那覇基地会計隊契約班 白熊 まで。

電話番号 098-857-1228・1229 FAX1221

入 札 書

契約担当官
航空自衛隊第9航空団
会計隊長 木部 政治 殿

品名（件名）	規 格	単位	予 定 量 数	単 価	金 額	備 考
定期健康診断の 部外委託1	仕様書のとおり 定期健康診断1	件	2,500		()	
定期健康診断の 部外委託2	仕様書のとおり 定期健康診断2	件	2,500		()	
定期健康診断の 部外委託3	仕様書のとおり 定期健康診断3	件	1,800		()	
定期健康診断の 部外委託4	仕様書のとおり 定期健康診断4	件	1,800		()	

総額（含梱包運賃） ¥ 単価契約 ()

履 行 期 間 契約締結日 ~ 令和9年3月31日

履 行 場 所 航空自衛隊那覇基地及び契約相手方指定場所

上記入札条件及び入札及び契約心得、契約条項承諾の上入札しました。

令和8年4月20日

住 所

会 社 名

代表者職位氏名印

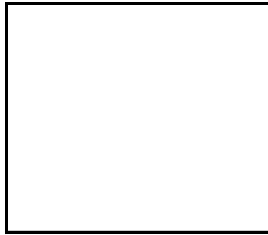
委任状

私は、
を代理人と定め、下記件名の入札に関する一切の権限を
委任します。

記

1. 件名 : 定期健康診断の部外委託1 2,500件以下4件

2. 代理人使用印鑑 :



令和8年4月20日

住所
委任者 社名
氏名

⑩

契約担当官

航空自衛隊第9航空団

会計隊長 木部 政治

殿

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号			仕様書番号
品名 又は 件名	定期健康診断の部外委託	那基LPS-X003118	
		承認	令和 7年 3月 19日
		作成	令和 7年 3月 11日
		改正	令和 年 月 日
		作成部 隊等名	第9航空団基地業務群衛生隊

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊那覇基地が委託する定期健康診断について規定する。

1.2 引用文書等

この仕様書において引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内においてこの仕様書をなすものであり、特に指定するもののほか、入札又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 法令等

防衛省職員の健康管理に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第31号）

b) 関係文書

航空自衛隊における健康診断及び体力検査に関する達（昭和60年航空自衛隊達第26号）

航空自衛隊における保有個人情報等の安全管理等に関する達（令和4年航空自衛隊達第40号）

2 役務に関する要求

2.1 履行場所

a) 定期健康診断の計測及び採血については、航空自衛隊那覇基地とする。

b) 検査結果の分析及び集計については、契約相手方の定める場所とする。

2.2 履行期間

調達要領指定書のとおり。

2.3 役務内容

a) 実施項目については調達要領指定書のとおり。

b) 役務実施日は官側担当者と契約相手方担当者との調整による。

c) 役務履行場所の設営は契約相手方が実施する。

d) 定期健康診断に必要な人員及び資材（消耗品及び試薬等）は契約相手方が準備するものとする。

件 名	定期健康診断の部外委託
-----	-------------

- e) 定期健康診断に必要な器材（椅子，机，衝立，ベッド）は官側が用意するものとする。官側が用意した器材以外に必要なものがあれば契約相手方が準備するものとする。
- f) 定期健康診断に伴う採血については，看護師，准看護師及び臨床検査技師が実施するものとする。
- g) 定期健康診断に伴う検査及び計測については，看護師及び診療放射線技師等の医療資格保有者が行い，判読等は医師が行うものとする。
- h) 定期健康診断結果の報告は，検査結果の一覧表（任意）及びCSV形式のデータとして定期健康診断後速やかに作成の上，官側へ送付する。ただし，緊急に精密検査等を必要とする所見が確認された場合は直ちに官側へ連絡する。
- i) 関係書類の作成等を行うパソコン等については，情報流出の防止に万全を期するためにファイル交換ソフトをインストールしていないものを使用する。
- j) 基地内への立入り（入出門手続き等）及び立入禁止区域内における行動は，基地諸規則及び監督官の指示に従うものとする。また，必要に応じて基地所定の許可証を取得するものとする。
- k) 役務実施日の定期健康診断可能人数については4時間あたり70名を基準とし，増減については官側担当者及び契約相手側担当者間で事前に打ち合わせを行う。
- l) 検査の方法，定期健康診断結果判定基準，定期健康診断結果作成方法等，本業務実施に係る詳細事項における意思疎通を図るため，官側担当者及び契約相手側担当者間で事前に打ち合わせを行う。
- m) 契約相手方は，適宜，実施計画書（実施体制，実施会場の使用方法，検診車や検査器材の搬入方法，検査及び測定の手順等を記載する。）を作成し，事前に官側に提出してその承認を受ける。
- n) 関係法令上，実施しなければならない事項については契約相手方が関係法令等に基づき実施するものとする。

3 品質保証

3.1 監督

契約担当官等の定める監督要領により実施する。

3.2 検査

検査官は，検査結果通知書により審査を行うものとする。

4 その他の指示

4.1 個人情報の取り扱いについて

- a) 契約相手方は，個人情報の漏えい等の防止のため，適切な措置をとらなければならない。
- b) 契約相手方は，この契約の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らし，又は利用してはならない。

件 名	定期健康診断の部外委託
-----	-------------

4.2 秘密保全

この仕様書に記載されていない事項で、本役務で知り得た情報は開示・漏洩してはならない。

4.3 安全管理

- a) 契約相手方は、役務履行場所の現場責任者を選任し、役務履行中の医療安全管理に留意し、事故が起こらないよう十分注意した上実施すること。また、現場責任者は、現場の指揮監督等の業務全般の責任を負うこと。
- b) 定期健康診断実施時間中は、契約相手方において受付責任者及び案内係を配置し、受検者への案内、誘導等を行う。
- c) 役務履行場所の設営に当たっては、受検者のプライバシーへの配慮（問診や心電図検査の場所における衝立、カーテン等の設置等）を可能な限り行うこと。
- d) 検査に起因し、体調不良を訴える等の不測の事態が発生した場合は、速やかに対処し、官側に報告すること。
- e) 作業に当たっては、官側の物品や施設に損害を与えないように行い、万一損害を与えた場合は契約相手方の責任により回復すること。

4.4 仕様書の疑義

本仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官と協議するものとする。

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	衛役単-7
	調 達 要 求 年 月 日	令和8年3月4日
	作 成 部 課	第9航空団基地業務群衛生隊
	作 成 年 月 日	令和8年2月18日
品 名	定期健康診断の部外委託	
仕様書番号	那基LPS-X003118	

指定事項

2 役務に関する要求

2.2 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。土曜日、日曜日、**国民の日に関する法律**（昭和23年法律第178号）に定める休日は履行しない。その他官側の都合により履行しない場合は双方で協議する。

2.3 役務内容

a) 表1のとおり。

表 1 一定期健康診断実施項目

項目	規格
定期健康診断 1 (全隊員)	身体計測 (身長・体重・腹囲・BMI) ・尿検査 (蛋白・潜血・糖) ・遠距離視力検査
定期健康診断 2 (全隊員)	結核検査 (胸部 X 線直接撮影及び読影)
定期健康診断 3 (20, 25, 30 歳及び 35 歳以上並びに BMI 25 以上の隊員)	生化学検査 (中性脂肪, HDL コレステロール, LDL コレステロール, 尿酸, 尿酸窒素, クレアチニン, AST, ALT, γ -GTP, 血糖), 性病検査 (血清 RPR 法) 血算 (白血球数, 赤血球数, 血色素量, ヘマトクリット及び血小板数)
定期健康診断 4 (20, 25, 30 歳及び 35 歳以上並びに BMI 25 以上の隊員)	循環器 (血圧・12 誘導心電図)